(1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
(2) 制御材（制御棒又はほう酸に限る。）に係るもの
(3) 制御棒駆動装置
(4) ほう酸注入機能を有する設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(5) ほう素熱再生設備に係るもの
(6) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
(8) 工学的安全施設等の作動信号の変更を伴うもの
(9) 制御用空気設備（非常用の機器への供給ラインに係るものに限る。）に係るもの
(10) 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置の改造であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式の変更を伴うもの
(2) 中央制御室機能の変更を伴うもの
(3) 中央制御室外原子炉停止機能の変更を伴うもの
(4) 緊急時制御室機能の変更を伴うもの

5 放射性廃棄物の廃棄施設
(1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）若しくは排気筒に係るもの
(2) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの修理を除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 制御棒駆動装置（原子炉冷却材圧力バウンダリに係る制御棒駆動装置ハウジングに限る。）の取替え
(2) 制御棒駆動装置、ほう酸注入機能を有する設備（非常用のものに限る。）、ほう素熱再生設備（非常用の機器又は制御用空気設備（非常用の機器への供給ラインに係るものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、気体（液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備（ポンプを除く。）、気体廃棄物処理設備（ポンプ、圧縮機、送風機、排風機及びブロワを除く。）、堰その他の設備又は原子炉格納容器本体若しくは廃棄物処理設備からの放射性廃棄物の漏えいの流体状の放出若しくは自動警報装置に係るもの

6 放射線管理施設
1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(3) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) 生体遮蔽装置（一次遮蔽、中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽又は二次遮蔽に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

7 原子炉格納施設
1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 原子炉格納容器に係るもの
(2) 修理であって、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備に係るものに限る。）又は原子炉格納容器バウンダリに係るもの若しくは排気筒に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 原子炉格納容器に係るもの
(2) 修理であって、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）若しくは排気筒に係るもの又は放射性廃棄物の廃棄施設に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(3) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) 生体遮蔽装置（一次遮蔽、中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽又は二次遮蔽に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(3) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) 二次遮蔽、中央制御室及び緊急時対策所遮蔽又は二次遮蔽に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(3) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) 生体遮蔽装置（一次遮蔽、中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽又は二次遮蔽に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(3) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) 二次遮蔽、中央制御室及び緊急時対策所遮蔽又は二次遮蔽に係るものの改造であって、次に掲げるもの
(5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、プロセスモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備又は生体遮蔽装置に係るもの

4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、換気設備（非常用のものに限る。）又は生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽、緊急時制御室遮蔽又は緊急時対策所遮蔽に係るものに限る。）の修理であって、次に掲げるもの

5 黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電用原子炉施設（発電用原子炉施設で黒鉛を使用し、冷却材として炭酸ガスを使用する原子炉に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）（ただし、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合に限る。）に係るものの改造であって、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備に係るもの

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備に限る。）に係るもの